

墨田区国民健康保険の適用となる はり・きゅう・マッサージ等のかかり方

保険証を使うには、医師の同意が必要です

はり・きゅう・マッサージの施術は、以下の疾病・症状のため、はり師・きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術によれば相当の効果が期待できるものとして、医師の同意があった場合に限り、保険証が使えます。

【 はり ・ きゅう 】

保険証が使える場合	× 保険証が使えない場合
<p>神経痛・リウマチ・<small>けいわんしょうこうぐん</small>頸腕症候群 五十肩・腰痛症・<small>けいついねんざこういしょう</small>頸椎捻挫後遺症等</p> <p>慢性的な痛みのある疾病で、医師による適切な治療手段がなく、医師の同意がある場合</p>	<ul style="list-style-type: none">・医師の同意書がない場合・保険医療機関(病院等)や他の施術所で同じ疾病の治療を受けている場合

【 マッサージ 】

保険証が使える場合	× 保険証が使えない場合
<p>筋麻痺・筋委縮・<small>かんせつこうしゆく</small>関節拘縮等</p> <p>であって、医療上マッサージを必要とし、医師の同意がある場合</p>	<ul style="list-style-type: none">・医師の同意書がない場合・単なる疲労回復や慰安が目的の場合(肩こり、腰痛、筋肉痛など)

以下の事項にご注意ください。

- ・「療養費支給申請書」はとても大切な書類です。
疾病名、日数、金額など、ご自身で内容をよく確認してください。
- ・領収証は必ず受け取りましょう。
- ・6か月ごと(マッサージの変形徒手矯正術は1か月ごと)に医師の同意書が必要です。
- ・労災や交通事故などの第三者行為による場合は、保険給付の対象になりません。

【問合せ先】 墨田区国保年金課こくほ給付係
電話 03 - 5608 - 6123 ~ 4